

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年3月22日 16時40分ごろ
発生場所	高知県高知市桂浜沖 高知灯台から真方位121° 1,620m付近 (概位 北緯33° 29.3′ 東経133° 35.3′)
事故の概要	漁船第十七宝生丸 ^{ほうせい} は、西進中、また、プレジャーボートさくら丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月15日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十七宝生丸、4.9トン KO3-18428（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート さくら丸、5トン未満（長さ6.66m） 282-15457高知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 操舵室右舷側の壁に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、船尾両舷から約7mの釣り糸を出してトローリングしながら、約3ノットの対地速力で西進していた。 A船は、船長Aが、操舵室の船尾側の甲板上で、立って操船を行い、釣りのポイント付近に差し掛かったので、船尾方の釣り糸に注意を向けていたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、水深約15mの所に船首から錨を投下し、船首を北に向け、右舷側に釣り竿 ^{ざお} 1本、左舷側に釣り竿2本を出して釣りを行っていた。 B船は、船長Bが、船尾方に流れる釣り糸に注意を向けていたとき、右舷側至近にA船の船首部を認めたものの、どうすることもできず、A船と衝突した。
分析	A船は、トローリング中、船長Aが、釣りのポイント付近に差し掛かり、船尾方の釣り糸に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、錨泊中、船長Bが、釣り糸に注意を向け、周囲の見張りを

	適切に行っていなかったことから、A船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、船長Aが、船尾方の釣り糸に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、釣り糸に注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。